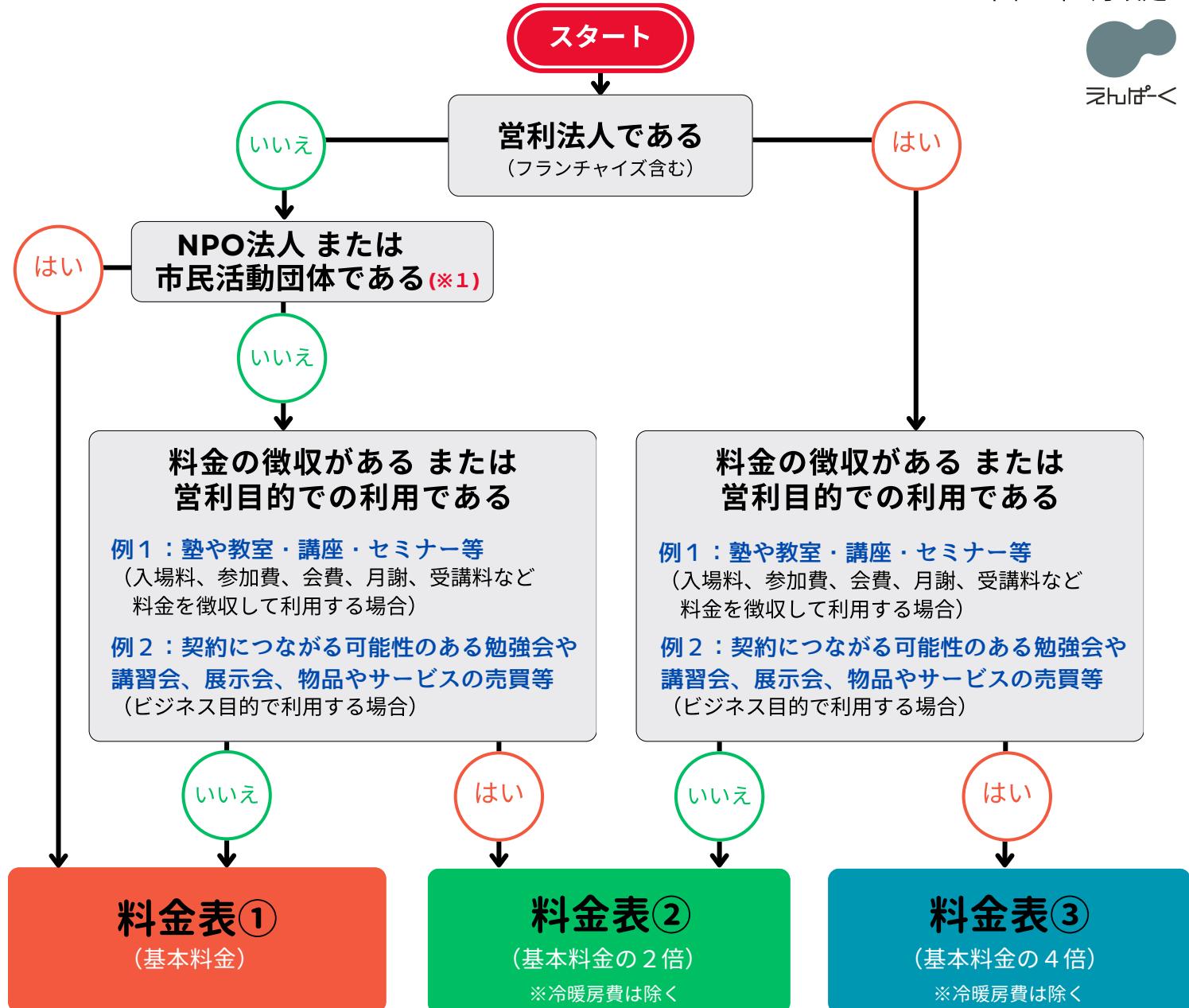


市民交流センター（えんぱーく）施設使用料 料金区分フロー

令和8年4月改定



▼ 営利・非営利の判断について

営利

- ・営利法人とは、営利目的で設営されている会社および団体を指します。
(株式会社、合同会社、有限会社、士業事務所など)
- ・営利目的の利用とは、**物品やサービスの提供に金銭的対価をともなう活動**および**契約につながる可能性のある活動**を指します。

非営利

- ・活動が無料で提供される、または会場使用料など必要経費のみを徴収する場合は、非営利としての利用にあたります。

市民交流センターHP
【予約・使用料一覧】



▼ (*1)市民活動団体について

- ・営利目的での使用かつ基本料金での支払いを希望する場合は、設立目的や活動内容を証明する書類（団体の規則・会則等）をご提出いただく場合があります。
なお、審査には2週間程度かかりますので、早めにご相談ください。